

■ 消費者を守るための法律

契約は自由にできますが、一度成立した契約はお互いに守らなければならない、一方の都合だけで勝手に解消することはできません。

ただし、法律によって契約の無効を主張したり、取り消すことができる場合があります。

民法

消費者契約法

特定商取引に関する法律

● 民法

私たちの生活上のトラブルを解決する基本的な法律です。私たちは、いろいろな契約をしながら暮らしています。契約が成立したら一方的にやめることはできません。ただし、契約の**無効**を主張したり、**取消し**ができる場合が下記のとおり定められています。

無効を主張できる場合

無効：最初から効力が発生していないことになる

- ・ 意思能力のない人がした契約 など
- ・ 相手と示し合わせて結んだウソ(虚偽表示)の契約
- ・ 公序良俗に違反した(窃盗や売春など)契約

取消しができる場合

取消し：契約を最初にさかのぼってなかったものとして扱う

- ・ 詐欺や強迫による契約
- ・ 錯誤(重要な部分についての勘違い)による契約
- ・ 未成年者・成年被後見人などの制限行為能力者のした契約

未成年者契約の取消権

未成年の人の契約には、法定代理人(親など)の同意が必要です。
法定代理人の同意がない契約は、法定代理人や本人が取消しできます。

✕ 取消しできない場合

- ・ 総額がお小遣いの範囲内の場合
- ・ 自分でウソをついて契約した場合(詐術)
- ・ 未成年の時に契約し、成人になってから代金を支払った場合(追認)

契約は
慎重にしましょう



めぐニャン

民法の改正により2022年4月1日から成人年齢が18歳になります。

● 消費者契約法

消費者と事業者の間で結んだすべての契約(労働契約を除く)に適用されます。

消費者と事業者との間には、情報の質や量、交渉力に格差があります。そのため生じた消費者被害から消費者の利益を守るために制定された法律です。消費者が不利な契約内容や不当な経緯で結んだ契約を解消できることを定めています。

取消しができる場合



さらに2019年改正によって取消しの範囲が広がりました

- ・ 就職セミナー商法等(不安をあおる告知) 消費者の抱えている不安をあおった。
- ・ デート商法等(好意の感情の不当な利用) 消費者の抱えている恋愛感情等に付け込んだ。
- ・ 靈感商法等(靈感等による知見を用いた告知) 靈感商法等不安をあおる告知をした。
- ・ 契約前なのに強引に代金を請求される等(契約締結前に責務の内容を実施等) 契約を結ぶ前に行った行為を理由に代金を請求された。
- ・ 高齢者等が不安をあおられる(判断力の低下の不当な利用) 加齢等による判断力の低下を不当に利用した。

契約条項が無効になる場合

- ・ 消費者の利益を不当に害する契約条項は、契約書に書かれていても無効になります。
ただし、条項が無効になっても契約自体が無効になるわけではありません。

消費者団体訴訟制度

- ・ 内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が、事業者の不当な勧誘や契約条項に対して差止請求をすることができます。